

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7(2025)年度補正予算概要	1～3
2 函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	4～6
3 公の施設の指定管理者の指定について	7

1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計
[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
雑 入	1,990	いきいきふるさと推進事業助成金	1,990

[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
社会福祉総務費	1,082	介護人材等地域定着対策 事業費増 2,716 介護人材等地域定着 奨励金増 2,716 総合福祉センター関係経費減 △2,500 総合福祉センター照明設備 LED化事業費減 △2,500 行旅病人死亡人等取扱経費増 2,700 社会福祉施設点検事業費減 △1,834	(その他) その 他の雑入 (行旅死亡人 等遺留金収入) 2,090 (地方債) 総合 福祉センター 照明設備LED 化事業債 △2,500

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
保健衛生総務費	3,078	総合保健センター関係経費減 △2,900 総合保健センター照明設備 LED化事業費減 △2,900 在宅医療提供体制強化事業 関係経費 5,978 在宅医療グループ診療運営 事業費 3,591 在宅医療連携拠点運営 事業費 2,387	(道) 在宅医療 提供体制強化 事業費補助金 4,902 (地方債) 総合 保健センター 照明設備LED 化事業債 △2,900

教育費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
私立学校振興費	△ 1,333	私立専修学校運営助成費減 △1,333	

[債務負担行為]

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
生活困窮者世帯 学習支援等業務委託料	令和8(2026)年度	27,795

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公共施設照明設備LED化 ESCO事業業務委託料 〔総合福祉センター〕 〔総合保健センター〕	8,640	8,052
火葬場管理委託料 〔斎場〕 〔戸井斎場〕 〔榎法華斎場〕 〔南茅部斎場〕	747,876	745,582

2 函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，通所する障害児に対して指定児童発達支援事業者等が行う健康診断に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p style="text-align: center;">第 2 章 児童発達支援</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(健康管理)</p> <p>第34条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断の結果</u>を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td style="width: 50%;">定期の健康診断または臨時の健康診断</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(新設)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(準用)</p> <p>第59条 第 5 条，第 8 条，第 9 条および前節（第 12 条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援</p>	(略)		障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断	(新設)		<p style="text-align: center;">第 2 章 児童発達支援</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(健康管理)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断</u>または<u>健康診査</u>（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断等の結果</u>を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">乳児または幼児に対する健康診査</td> <td style="width: 50%;">通所する障害児に対する通所開始時の健康診断，定期の健康診断または臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(準用)</p> <p>第59条 (略)</p>	(略)		(略)	(略)	乳児または幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断，定期の健康診断または臨時の健康診断
(略)													
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断												
(新設)													
(略)													
(略)	(略)												
乳児または幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断，定期の健康診断または臨時の健康診断												

の事業について準用する。

3 公の施設の指定管理者の指定について

(1) 函館市斎場，函館市戸井斎場，函館市椴法華斎場および函館市南茅部斎場の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

その1

名称 函館市斎場

位置 函館市船見町27番1号

その2

名称 函館市戸井斎場

位置 函館市館町169番地1

その3

名称 函館市椴法華斎場

位置 函館市絵紙山町27番地2

その4

名称 函館市南茅部斎場

位置 函館市尾札部町2457番地1，2457番地2，
2459番地，2460番地，2470番地，
2471番地および2473番地

イ 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所 函館市末広町22番21号

名称 株式会社マルゼンシステムズ

代表者の氏名 代表取締役 田中 千尋

ウ 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

株式会社マルゼンシステムズ

(イ) 評価内容

評価基準に基づき7名の選定委員が個別に評価を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

745，582千円